平成29年度供給計画の記載要領【抜粋】

平成２９年４ 月

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

ガス市場整備室

ガス事業法第１９条、第５６条、第８１条及び第９３条及びガス事業法施行規則第２０条、第８７条、第１２９条及び第１４７条に基づく供給計画及び製造計画の届出について、記載の際の参考とするため、記載要領を下記のように作成し、ガス事業者に対し連絡することとする。

０．共通事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 共通事項 | ○記載内容は、ガス事業法（以下「法」という。）第１９条第１項、第５６条第１項、第８１条第１項及び第９３条第１項の規定に基づく法施行規則第２０条、第８７条、第１２９条及び第１４７条に規定された項目。ただし、該当する内容が無い場合には、空白とすること。○記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。○記載内容は、資源エネルギー庁ガス市場整備室へのその他の提出物等と可能な限り、整合を図ること。○記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。○本計画における年度とは、４月１日を初日１年間とする。○「（実績）」には、届出をしようとする供給計画の初年度の前前年度の実績を、「（実績見込み）」には、前年度の実績見込みを、それぞれ記載すること。○ガス量は１ｍ3当たり４６ＭＪに換算すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、現に供給しているガス種の熱量を用いることにし、標準係数における産気率を用いて「㎥」と「ｋｇ（ｔ）」の換算をすることができる。○平成２９年度から供給計画の策定期間が３年から５年に変更された事業者及び当該事業者の供給区域で事業を行うガス小売事業者及び当該事業者の供給区域へ導管によりガスを送出することができるガス製造事業者は、平成２９年度供給計画に限り、４年目及び５年目に関する計画値の算定に当たっては、需給予測が困難な場合には、単純な伸び率等を用いて算定してもよい。また、需給予測が著しく困難な場合には、「－」としてもよい。○様式の行が足りない場合は、適宜追加して記載すること。○複数の事業者が製造所等を維持し、及び運用する場合であっても、連名で単一の製造計画を策定し、届け出ること。なお、特段の事情がある場合は、各々策定することも妨げない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 1. 届出

２．変更届出 | ○届出期限は、平成２９年度に限り、平成２９年５月３１日（水）までとする。○提出先は、製造計画届出書は、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室とする。その他については、ガス事業法施行令第１５条の規定に基づき、ガス小売事業の登録申請、一般ガス導管事業の許可申請、特定ガス導管事業の届出を行った官署とし、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室、または、経済産業局等のガス事業担当課室のいずれかとする。なお、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室に届出を行った一般ガス導管事業者は、供給区域を管轄する経済産業局のガス事業担当課室にその写しを提出することとする。（法施行規則第２１９条第２項）○様式は、ガス小売事業者はガス事業法施行規則第２０条第１項で定める様式、一般ガス導管事業者は同規則第８７条第１項で定める様式、特定ガス導管事業者は同規則第１２９条第１項で定める様式、ガス製造事業者は同規則第１４７条第１項で定める様式とする。○ガス小売事業者は、法第７条の規定に基づく変更登録を行った場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、同規則第２０条第２項の規定に基づき、様式第１６、変更を必要とする理由、様式第１５第１表から第６表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊）○一般ガス導管事業者は、供給区域を変更する場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、同規則第８７条第２項の規定に基づき、様式第６１、変更を必要とする理由、様式第６０第１表から第７表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊）なお、一般ガス導管事業者が供給区域を変更する場合には、様式第６０第２表、第３表、第７表を変更すること。○特定ガス導管事業者は、ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、同規則第１２９条第２項の規定に基づき、様式第６１、変更を必要とする理由、様式第６０第１表から第７表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊）○ガス製造事業者は、ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、同規則第１４７条第２項の規定に基づき、様式第７８、変更を必要とする理由、様式第７７第１表から第３表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊） |

（＊）「ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合」の変更計画の提出の要否及び提出時期については、個別事象に応じ資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室または経済産業局等のガス事業担当課室と協議すること。

１．各表に関する記載要領

（小売）第１表　年度別の需給計画表（ガスの需給の実績と見通し）



（記載要領）

○本表は、ガス小売事業者が作成すること。

○小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域（ガス事業法施行規則様式第１ガス小売事業登録申請書に記載する内容と整合を取る。以下同様）毎に作成すること。なお、複数の地域で小売供給を行おうとする事業者にあっては、全ての地域を合算したものを別途作成すること。（その場合にあっては、地域名の欄には「**全社計**」と記載すること。）

○「年度末調定件数」の欄は、各年度の３月の調定件数を記載すること。

○家庭用、商業用、工業用、その他用の区分は、ガス事業生産動態調査の考え方と同様とすること。（需給量において同じ。）

○「その他」の欄には、自家消費、勘定外ガス、加熱用ガスの合計ガス量を記載すること。なお、実績及び実績見込における在庫調整は本欄にて行うこと。

○「ガス小売事業者への供給」の欄には、製品ガス（熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガス）として卸供給するガス量を記載すること。

○「ガス生産量内訳」の各欄には、液化天然ガス又は液化石油ガスなどの気体以外の原料から自社で製造する各年度のガスの総量を記載すること（熱量調整用に製造するガスを含む）。なお、ガス製造事業者にガス製造の委託を行うガス小売事業者は、加工を委託するガス量をガス生産量内訳に記載すること。また、国産天然ガスを生産している場合、「その他ガス」の欄に記載すること。

○「ガス購入量内訳」の各欄には、天然ガスなどの気体を原料として受入れ、自社で熱量調整等を行い製品ガスに加工するガス量を、原料種別に記載すること。また、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、容器の容量に設置した容器の本数を乗じた量、もしくは当該容器に充填した量を記載することができる。原料が圧縮天然ガスの場合は、当該容器に圧入した量を記載することができる。

○「他事業者からの製品ガスの受入」の欄には、製品ガス（熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガス）として受入れるガス量を記載すること。

○需給量の合計と製品ガス生産・購入量等の合計は一致させること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、ガス事業生産動態調査の考え方と同様とすることができる。

（小売）第３表　年度別の需給計画表（原料購入・消費・在庫）



a

a

a

（記載要領）

○本表は、ガス小売事業者が作成すること。

○ガス小売事業者は、事業者で１つの需給計画を作成すること。

○「期首在庫量」は４月１日、「期末在庫量」は３月３１日、それぞれを記載断面とした在庫量を記載すること。

○「購入量」及び「消費量」は、当該年度の総量を記載すること。

なお、ガス小売事業以外の事業を行う場合は、ガス小売事業分の「期首在庫量」、「期末在庫量」、「購入量」を特定せずに、ガス小売事業以外の事業分も含めて記載することを妨げない。ただし、その場合は「消費量」において、ガス小売事業以外の事業分の消費量を（　）書きで追記すること。

○「液化天然ガス」及び「液化石油ガス」以外の原料を購入し、消費する場合は、アルファベットの項目に当該原料の名称、単位を記載した上で、上記の記載要領に基づき必要事項を記載すること。

○なお、いずれも該当がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。

（小売）第５表　年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名：

（単位：㎥／時）

A

B

C

（記載要領）

○本表は、ガス小売事業者が作成すること。

○複数の地域で小売供給を行おうとする場合は、小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域毎に記載すること。その場合、アルファベットの項目に当該地域が特定できる名称を記載すること。

○「自社ガス発生量」の欄には、小売供給の相手方の需要に応じるために使用する自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の需要に応じるために使用する自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものを含むことを妨げない。

○「他事業者からの購入量」の欄には、小売供給の相手方の需要に応じるための契約ガス量のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯（当該時間帯が不明な場合には、最大ガス需要が見込まれる日のガス購入量（ｍ3／日）を１時間当たりに算定した（24で割る）値とすることを妨げない。）において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の需要に応じるための契約ガス量のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものを含むことを妨げない。

○「最大ガス需要見込み」の欄には、最大ガス需要が見込まれる日において、小売供給の相手方の１時間あたりのガスの需要見通しが最大になる時間帯の合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の１時間あたりのガスの需要見通しを含むことを妨げない。また、従前の供給計画様式第６の「ピーク日送出量見通し」の策定の考え方に基づくなど、その他の合理的な考え方に基づき記載することを妨げない。

○「自社ガス発生量」、「他事業者からの購入量」及び「最大ガス需要見込み」の策定の考え方は、整合を取ること。